

令和7年5月19日

課 名 健康福祉局食品生活衛生課

担当者 食品衛生担当監 湯藤

内 線 3102

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の改定について

1 要旨

現行の「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（以下「推進プラン」という。）の取組期間が今年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、推進プランを改定する。

2 現状・背景

- 平成13年2月に生活協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費者団体連絡協議会等からの「食品の安全に係る請願」が県議会において全会一致で採択されたことを受け、基本方針（平成15年3月）及び推進プラン（平成16年3月）を策定し、適宜見直ししながら食品の安全確保対策を推進してきた。
- 平成15年5月には食品安全基本法が成立・公布され、その中で地方公共団体は「食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と明記された。
- 現行の推進プランの計画期間が、令和3年度から令和7年度であるため、これまでの取組の成果や課題を検証し、推進プランを改定する必要がある。

3 次期推進プランの概要

(1) 計画期間（予定）

令和8年度から令和12年度（5年間）

(2) あるべき姿

「みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会」

これまでの推進プランにおいて、生産者、事業者、消費者及び行政が主体的に役割を果たしながら取り組むための共通認識としてきた「あるべき姿」を引き継ぐ。

(3) 次期推進プランの方向性

現行の推進プランの数値目標達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「あるべき姿」の実現に向けて、数値目標の設定や必要な取組の検討を行う。

(4) 根拠法令等

食品安全基本法第7条

※ ひろしまビジョンにおける目指す姿との整合を図り、県その他施策のうち「広島県農林水産業アクションプログラム」等関連性の高い取組とも連携する。

4 改定のスケジュール

- 現行推進プランの振り返り
- 有識者会議等での協議・検討
- 骨子案の作成
- 素案の作成
- 県民意見募集（パブリックコメント）の実施
- 推進プランの改定

（具体的なスケジュールは、
ひろしまビジョン見直しの
スケジュールを踏まえ調整）